

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第25号

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和32年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 措置入院者に係る1月の入院費の徴収額（以下「徴収月額」という。）は、別表の左欄に掲げる支払義務者の前年分の所得税の確定額（1月1日から5月31日までの間の入院費にあっては、前々年分の所得税の確定額。以下同じ。）の合算額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる徴収月額とする。</p>	<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 措置入院者に係る1月の入院費の徴収額（以下「徴収月額」という。）は、別表の左欄に掲げる支払義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下単に「所得割」という。）の合算額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>2 前項の所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除すること。</p> <p>(2) 支払義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該支払義務者が指定都市以外</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の徴収月額額の認定に当たっては、月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、日割計算をするものとし、別表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た</p>	<p><u>の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定すること。</u></p> <p>(3) <u>支払義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとすること。</u></p> <p><u>ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とすること。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する所得割の合算額は、措置入院者の入院のあつた月の属する年度（当該入院が4月から6月までに行われた場合は、前年度）の額を用いるものとし、翌年度の7月1日以降も引き続き措置入院を必要とする場合は、毎年度の7月1日の属する年度の額を用いるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の徴収月額額の認定に当たっては、月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、日割計算をするものとし、別表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得</u></p>

改正前	改正後												
<p>額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えて同表を適用する。この場合において、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。</p> <p><u>3</u> 略 (支払義務者の調書)</p> <p>第3条 精神保健福祉法第29条第1項及び第29条の2第1項並びに麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により、入院を命ぜられた場合又は<u>6月1日</u>現在において引き続き入院をしている場合は、支払義務者は、知事が通知する日までに入院費負担能力調書(様式。以下「調書」という。)を住所地を管轄する保健福祉事務所長(以下「所轄保健福祉事務所長」という。)を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 810 1102 991"> <thead> <tr> <th>支払義務者の前年分の所得税の確定額の合算額</th> <th>徴収月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>147万円以下の額</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>147万円を超える額</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	支払義務者の前年分の所得税の確定額の合算額	徴収月額	147万円以下の額	略	147万円を超える額	略	<p>た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えて同表を適用する。この場合において、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。</p> <p><u>5</u> 略 (支払義務者の調書)</p> <p>第3条 精神保健福祉法第29条第1項及び第29条の2第1項並びに麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により、入院を命ぜられた場合又は<u>毎年7月1日</u>現在において引き続き入院をしている場合は、支払義務者は、知事が通知する日までに入院費負担能力調書(様式。以下「調書」という。)を住所地を管轄する保健福祉事務所長(以下「所轄保健福祉事務所長」という。)を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 810 2029 991"> <thead> <tr> <th>支払義務者の所得割の額の合算額</th> <th>徴収月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>56万4,000円</u>以下の額</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>56万4,000円</u>を超える額</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	支払義務者の所得割の額の合算額	徴収月額	<u>56万4,000円</u> 以下の額	略	<u>56万4,000円</u> を超える額	略
支払義務者の前年分の所得税の確定額の合算額	徴収月額												
147万円以下の額	略												
147万円を超える額	略												
支払義務者の所得割の額の合算額	徴収月額												
<u>56万4,000円</u> 以下の額	略												
<u>56万4,000円</u> を超える額	略												

様式を次のように改める。

様式（第3条関係）

入院費負担能力調書

扶養義務者	住 所					電話番号			
	氏 名		個人番号		生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
措置入院者	住 所								
	氏 名		個人番号		生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
	措置入院年月日	年 月 日			措置された病院名				
世帯の状況	氏 名	個人番号	措置入院者との続柄	生年月日	性別	職 業	市町村民税所得割額	健康状況	摘 要
			本 人	・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
計									
前回調書提出後の世帯員の異動		氏 名		措置入院者との続柄	異動年月日		異 動 理 由		
					・ ・				

* 世帯員以外の者の税法上の扶養親族となっている世帯員	世帯員氏名	個人番号	扶 養 者		
			氏 名	措置入院者との続柄	住 所
措置入院者の健康保険加入状況	国 保 ・ 健保本人 ・ 健保家族 ・ その他() ・ 無				
* 世帯員以外の者の健康保険等の被扶養者となっている世帯員	世帯員氏名	個人番号	健 康 保 険 等 の 被 保 険 者		
			氏 名	措置入院者との続柄	住 所
徴 収 月 額	認 定 市 町 村 民 税 所 得 割 額 円 徴 収 月 額 円				
<p>佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則第3条の規定により提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様 氏 名 印</p>					

- 注 1 市町村民税所得割額欄は、入院のあった月の属する年度（当該入院が4月から6月までに行われた場合は、前年度）の額を記入し、7月1日以降引き続き入院を必要とする場合は、同日の属する年度の額を記入すること。
- 2 *欄は、世帯員に該当する者がいる場合に記入すること。
- 3 徴収月額欄は、記入を要しない。
- 4 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者にあつては、県の福祉事務所長又は市の福祉事務所長の保護又は支援給付を受けている旨の証明書を添付すること。
- 5 世帯員全員の住民票の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において現に措置を受け、引き続き措置入院を必要とする者については、この規則の改正後の第3条の規定を除き、令和2年6月30日までは、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日において現に措置を受け、令和2年7月1日以降に引き続き措置入院を必要とする者についてこの規則による改正後の佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則を適用した場合に、当該措置入院を必要とする者の入院に要する費用を新たに徴収することとなるときは、当該措置入院を必要とする者の入院に要する費用の額については、前項の規定にかかわらず、この規則の改正後の第3条の規定を除き、なお従前の例による。